

令和2年度 串間市医療費適正化支援業務委託仕様書

1. 件名

令和2年度 串間市医療費適正化支援業務委託

2. 業務概要

(1) 目的

- ①レセプトデータ及び特定健康診査データを用いて、医療費分析等を行い、国保加入者への保健事業が、効果的かつ効率的に実施されているか検証支援を行うこと。
- ②医療費の適正化に寄与する分析及び提案を行うこと。
- ③特定健診受診率向上に寄与すること
- ④ジェネリック医薬品を利用することで、医薬品の自己負担額の削減効果が大きい被保険者に、軽減可能額を通知し、自己負担額の軽減や医療費の適正化を図ること。

3. 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

4. 業務内容

業務内容は次のとおりとし、これらに関して発生するいっさいの費用は、委託料に含むものとする。

(1) データベースの構築

平成30年4月診療分から令和2年11月診療分レセプトデータ及び令和元年度特定健康診査データを用いて、レセプトデータの投薬状況、検査状況等に基づき、診療行為（薬剤、検査、手術、処置、指導料等）と、レセプトに記載されている傷病名を正しく結びつけ、より正確な分析が可能なデータベースを構築する。

①レセプトデータ・特定健康診査データのデータ化

ア データの範囲

(ア) 対象期間 平成30年4月診療分から令和2年11月診療分

(イ) 対象範囲 DPC、医科、調剤レセプトの電子レセプトデータ
特定健診データのデータ化レセプト

データベースの作成に用いるデータは、以下のファイルとする。

ファイルの種別	ファイルの形式
医科	21_RECDEINFO_MED.CSV
D P C	22_RECDEINFO_DPC.CSV
調剤	24_RECDEINFO_PHA.CSV
特定健康診査データ	FKAC131、163、164
被保険者マスタデータ	CSV

②精度の高いデータベースの構築

レセプトデータ等を基に診療記録データベースを構築する。

ア レセプトに記載されたすべての傷病名と診療行為（薬剤、検査、手術、処置、指導料など）を正しく結び付け、傷病名ごとの医療費を算出することも含め、精度の高いデータベースを構築すること。また、傷病名欄に記載があっても、診療行為から判断し、実際には治療されていない傷病名を集計することのないようにすること。

イ アで構築するデータベースの内容は、時々に変動しない再現性を確保されたものであること。

ウ アで構築するデータベースの内容は、最新の医療情報に基づく計算処理の結果であること。

エ アで構築するデータベースの内容は、正確さを確保されたものであること。

オ その他、精度の高いデータベースの構築のために必要と認められるもの

(2) 医療費分析業務

特定健診の結果や傷病名と診療行為を正しく結び付け精度の高いレセプトデータを構築し、被保険者の健康問題や疾病状況を把握し、問題、課題の整理分析を行う。

①疾病別医療費統計

②高額レセプトの疾病傾向分析

③ジェネリック医薬品に関する分析

④人工透析患者及び糖尿病患者に関する分析

⑤多受診患者に関する分析

⑥特定健診データ及びレセプトによる受診勧奨対象者に関する分析

⑦医療費適正化に寄与するデータ分析

⑧その他、協議の上必要と認められるデータ分析

(3) 情報提供リストの作成

受託者は、(1) ②で作成したデータベースの中から40歳から74歳までの生活習慣病の検査を行った患者を対象に抽出した下記のリストを作成する。

①患者一覧

対象者の住所、氏名、生年月日等の個人情報に合わせて、生活習慣病の検査結果特定健診受診日などについて記載したもの

②医療機関一覧

患者一覧の対象者について医療機関ごとに分類、集計したもの

(4) ジェネリック医薬品差額通知業務

レセプトデータ及び被保険者データを基に作成したジェネリック医薬品利用差額通知書を発送する。また、被保険者からの問い合わせに対応すること。さらに、ジェネリック医薬品利用差額通知書を発送後、ジェネリック医薬品への切り替えによる効果検証を行うとともに、効果分析報告書を作成し、提出するものとする。

①データ等の提供

串間市は対象被保険者に係る以下のデータを抽出し、受託者に提供するものとする。

ア 医科及び調剤のレセプト電子データ（拡張子 CSV）

イ 被保険者データ（拡張子 CSV）

ウ 送付先の登録された被保険者のデータ（拡張子 XLS）

エ 通知発送を拒否している被保険者のデータ（拡張子 XLS）

オ 引き抜き用の資格喪失した被保険者のデータ（拡張子 XLS）

受託者は、串間市がデータ提供を行うにあたり、運搬に係るセキュリティ体制を整えること。なお、データの提供に係る郵送料等の費用（媒体（暗号化及びパスワード機能を備えた外部記憶媒体等）の費用を含む。）については、受託者が負担すること。また、リーフレット等の運搬に係る費用についても受託者が負担すること。

②医薬品差額通知の作成

ア 対象レセプト予定件数 87,600件

イ 年間予定通知数 600通

ウ 年間通知数 3回

エ 効果検証 1回以上

オ 用紙サイズ A4判

カ 形状等 両面フルカラー

キ 原稿 受託者が原稿を作成し、串間市と協議して調整すること。

レイアウトについては、高齢者にも見やすいものにすること。また、高齢者にとって読みやすい文字の大きさになるようレイアウトを調整し、通知の趣旨を理解しやすいものにすること。

ク 記載事項

以下の事項を記載する。なお、記載事項については、受託者は串間市と協議すること。

- ・郵便番号
- ・住所
- ・被保険者氏名

- ・処方月
- ・処方履歴（医療機関、薬局毎の薬品名、薬価、数量、単位、薬代、負担割合、薬品名毎の軽減可能額）なお、削減効果が高いと見込まれる順に5件を上限とすること。
- ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担限度額（1月あたりの総額）
- ・ジェネリック医薬品についての説明
- ・ジェネリック医薬品の切り替え方法について
- ・ジェネリック医薬品の切り替えについての注意事項
- ・問い合わせ先

ケ 連続する2か月の診療報酬明細書（医科）と調剤報酬明細書（以下レセプトという。）を突合し、ジェネリック医薬品に切り替えることによる効果が長期間継続する慢性疾患等に対して処方された先発医薬品のうち、ジェネリック医薬品への切り替えによる削減効果が高いと見込まれるものを抽出すること。また、院内処方のレセプトについても同様に抽出すること。

さらに、受託者は申間市におけるジェネリック医薬品への切り替えの動向に注目し、また、オーソライズド・ジェネリックに着目するなど、高い切替率が見込める薬剤の選定についても検討を行い、金額ベースだけでなく数量ベースにおいても効果的な薬剤の選定を行うこと。ただし、必ず医科レセプトで傷病名を確認し、適応症等において安全な薬剤を選定すること。薬剤を選定する際は、当該年度の6月に収載した後発医薬品も含めること。また、安定した供給体制が整っているメーカーのジェネリック医薬品に限定すること。

また、医薬レセプトの治療中の傷病名を把握し、がん、精神疾患、てんかん及び難病等の患者である被保険者には、他に先発医薬品を処方されていたとしても通知しないこと。

コ 通知の作成については、直近の被保険者資格を反映させること。

なお、通知作成後であっても、市から被保険者の資格喪失等に係る情報の提供を受けた場合は、受託者は対象となる通知については引き抜きを行い、発送しないこと。

③専用封筒の作成

ア 規格

日本工業規格洋型4号（105 mm×235 mm）又は長型3号（120 mm×235 mm）とする。

イ 紙質

クラフト紙とし、坪量が80 g/m²以上で内容物が透けて見えないものとする。

ウ 窓あき

郵便法に基づくサイズ（45 mm×80 mm以上）の窓を設け、封入する差額通知に印字された郵送に必要な情報のみ（郵便番号、宛先住所、宛先氏名、委託者

の名称、カスタマバーコード、問い合わせ先) がはっきりと確認できる位置とする。上記以外の印字については、受託者は串間市と協議すること。

④差額通知及びリーフレット等の専用封筒への封入、封緘及び送付

受託者は差額通知対象者単位で、専用封筒に差額通知書及びリーフレット等を封入、封緘し送付する。

⑤コールセンターの設置及び問い合わせへの対応

ア 受託者は差額通知書等受領者からの問い合わせ等に対応するため、発送直後から翌月末までの期間について、フリーダイヤルによる電話対応を行うコールセンターを設置し、差額通知書、ジェネリック医薬品とその使用促進及び調剤や処方等に関連する問い合わせについては丁寧に対応し、内容を理解した上で、マニュアル等による対応を基本としつつ、問い合わせの内容に応じた方法で受託者は解決すること。また、通知の発送を拒否する被保険者について把握に努めること。また、開設にあたっては月曜日から金曜日までの（祝日及び年末年始は除く。）午前9時から午後5時までとする。

イ コールセンターにおける業務体制及び対応方法（マニュアル等）については、受託者は事前に串間市と協議すること。

ウ コールセンターへの問い合わせ内容及び対応の結果について、受託者は集計するとともに、個別にリスト化し、定期的に串間市に報告すること。問い合わせに係るリストの仕様及び報告の方法については事前に串間市と協議すること。なお、通知の発送を拒否する被保険者については別途リストを作成し、串間市に提出すること。

⑥効果測定及び効果分析報告書の作成

受託者は、差額通知書発送後の2か月分のレセプトデータをもとに個々の先発医薬品がジェネリック医薬品に切り替えたケースを対象に薬剤費の削減効果額を算出し、効果分析の報告書を作成すること。効果分析にあたっては、通知の対象となった診療月と発送後のレセプトデータを個々に比較すること。効果分析報告書の提出は1回以上とし、それぞれの効果分析の内訳を添付すること。なお、分析については国等から情報を収集し、指標に含まれない医薬品等を除外した上で、事前のシミュレーション及び効果測定の結果をもとに以下の分析等を行うこと。効果測定方法及び効果分析報告書の仕様については、受託者は事前に委託者と協議すること。ただし、この報告書の提出とは別に、串間市から依頼があったときは、受託者は可能な限り、速やかに資料の提出に応じるものとする。また、効果分析にあたっては、次に掲げる内容を含むものとし、新指標及び旧指標を利用し、串間市におけるジェネリック医薬品への切替えの現状と傾向等について通知作成対象月と効果検証対象月との比較が的確に把握できるものとする。

なお、仕様及び他に必要な項目がある場合は串間市、受託者で協議しながら行うこと。効果分析報告書については、すべて冊子及びデータで納品すること。

ア 分析項目 以下の項目につきイの分析を行い、串間市が指定するものは普及率を算出すること

- ・削減効果見込額別
- ・削減効果額別
- ・年齢別、性別別
- ・薬品・薬効別
- ・医療機関別、院内処方・院外処方別等
- ・通知発送者・通知未発送者別
- ・通知回数別の効果分析
- ・ジェネリック医薬品の使用割合（数量ベース及び金額ベース）
なお、金額ベースは院外処方のみとする。

イ 分析方法 通知発送者。通知未発送者ごと及び合算し、以下の分析を行うこと。

なお、分析にあたっては医薬品薬剤の総数量、先発医薬品数量、ジェネリック医薬品切替可能数量、ジェネリック医薬品数量、削減効果額の総数、通知数、先発医薬品からジェネリック医薬品への切替者数及び切替者1人あたりの削減効果額等を各々算出し、保険者負担額、患者負担額（交付等を含む）を各々算出すること。分析を行う際は、事前に串間市と協議すること。

5. 納入場所

串間市総合保健福祉センター医療介護課内

6. 業務体制

業務にあたっては、市との窓口となる主担当者を置き、迅速な対応が可能な者を配置すること。ただし、専任である必要はない。また、特定健診、特定保健指導に精通した者、国の動向に則し、専門的な観点から提案できる者を含むこと。なお、データの運用にあたっては、システムに精通したものが担当すること。

7. 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、業務完了後に支払うものとする。
- (2) 委託料の請求に当たっては、完了した業務の内訳が確認できる明細書を添付すること。

8. 情報の保護

- (1) 本委託事業の内容は、すべて秘密保持の対象となるので、受託者は本役務で得られた情報は一切外部に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、情報セキュリティマネジメントシステム又はプライバシーマークを取得しており、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備しなければならない。

また、受託者は、登録証等の写しを串間市に提出すること。

- (3) 委託業務完了後、受託者は本業務の履行に当たり収集、管理したデータを串間市に引き渡すものとする。

9. 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、細心の注意をもって個人情報の管理に当たる。
- (2) 受託者は、本業務の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律及び串間市個人情報保護条例を遵守するとともに、別紙「個人情報保護取扱特記事項」を遵守する。

10. その他

- (1) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等に係る費用はすべて受託者の負担とする。
- (2) データの受け渡しに当たってはセキュリティ対策を講じるものとする。
- (3) 串間市が要請する緊急の連絡や協議に受託者は迅速に対応するものとする。
- (4) 本仕様書に定めた事項について、合理的な理由があると認められる場合は、串間市と協議の上、変更できるものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、串間市と受託者が協議の上、決定する。
- (6) 本業務に係る案件について、串間市と協議や打合せを実施した際は、速やかに議事録を作成し、串間市へ提出すること。
- (7) 成果物の所有権、著作権、利用権は串間市に帰属するものとする。受託者は契約期間終了後本契約による成果物及び媒体（ハードディスク等）について、串間市がインターネットを含め対外的に公表すること、複製、譲渡及び貸与することに関して、一切の異議を申し立てないこと。
- (8) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る個人情報の取扱いにあたっては、串間市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等（特定個人情報の取扱いにあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を含む。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の明確化)

第3 受託者は、この契約による事務に従事する者（以下「従事者」という。）を明確にし、串間市から求めがあつたときは、串間市に報告しなければならない。

(従事者への周知)

第4 受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても、この契約に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(従事者の交代)

第5 串間市は、使用者のうち不適格な者がいると判断した場合、受託者に対し当該使用者の交代を要求することができる。

(従事者への監督及び教育)

第6 受託者は、従事者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(安全確保の措置)

第7 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第8 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該契約を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第9 受託者は、串間市の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該契約の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第 10 受託者は、串間市の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために串間市から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第 11 受託者は、串間市の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために串間市から引き渡された個人情報記録された資料等を特定された作業所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第 12 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報は自ら取り扱うものとし、串間市の承諾があるときを除き、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第 13 受託者は、この契約による事務を処理するために串間市から貸与若しくは引き渡され、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了又は解除されたら直ちに串間市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、串間市が別に指示した場合は、当該指示によるものとする。

(報告義務)

第 14 受託者は、串間市から求めがあったときは、この契約により取り扱う個人情報の取扱状況を串間市に報告しなければならない。

(事故発生等における報告)

第 15 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに串間市に報告し、串間市の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取扱規程等の作成)

第 16 受託者は、特定個人情報の適正な管理の確保を図るため、特定個人情報の取扱いに関する規程等を作成し、串間市に報告しなければならない。ただし、串間市が必要でないと認めた場合はこの限りではない。

(実地調査)

第 17 串間市は、必要があると認めるときは、この個人情報取扱特記事項の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、受託者のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、実地に調査することができる。

(勧告)

第 18 串間市は、受託者がこの契約による事務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受託者に対して必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(契約の解除及び損害賠償)

第 19 串間市は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第 20 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により串間市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。